

教育における「不当な支配」

— 朝鮮学校「高校無償化」裁判から考える —

Improper Control in Education

— from Korean School Trials —

佐野 通夫

SANO, Michio

Abstract

日本에서는 메이지정부수립이후 근대학교제도를 구축하는데 있어서 사립학교등에서의「교육의 자유」가 문제되어왔다. 기독교학교인가문제, 「교육칙어」, 「천황사진」에 대한 배례등이다. 그것이 바로 구교육기본법 제10조에서 교육에 대한 국가의 통제를 배제하여 「부당한 지배에 중복함이 없이」라고 명기된 경위이기도 하다.

비록 교육기본법이 개정되었다하여도 「부당한 지배」의 범주는 사법부에 의해 명확히 되어야 했었다. 그럼에도 재판소는 그 범주를 밝힘이 없이 모든 걸 문부과학성의 재량의 범위로 재정했다.

교육을 관할하는 문부과학성의 지배와 관여가 보다 강해지고 있다. 교육에 있어서의 「부당한 지배」의 범주를 문과대신의 재량에 맡긴다고 하는 재판소의 이러한 자세는 문부과학성과 그 관할청의 힘의 증장을 초래하고 교육의 자유를 크게 제한하는 요인으로 될 것이다.

사법부는 역사에서 배워 「부당한 지배」에 관한 엄밀한 정의를 명시해야 한다.

キーワード：教育基本法、支配、「高校無償化」、就学支援金、朝鮮高校

1.はじめに

2010年に施行された「高校無償化」制度は、朝鮮高校の生徒排除という思いがけない問題を引き起こし、それは5件の裁判として争われている。その裁判の中で、被告・国が排除の根拠として挙げたものが教育基本法第16条第1項の「不当な支配」であった。しかし、現在までの8つの判決の中で結論が分かれているように、裁判所の「不当な支配」の理解は十分なものとはいえない。ここでは、現在までに出示された判決をもとに教育における「不当な支配」を考察する。

2. 教育基本法第16条

2006年の教育基本法改正により、従前の1947年同法第10条は、「第三章 教育行政」という章名をもった第16条に変えられた。

1947年法

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2006年法

（教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

周知のように、旧法第10条は、その立法経緯から「教育行政の任務と限界を定めた総括的規定であると一般的に解されて」きた⁽¹⁾。しかし、行政の解釈がそのような自らを制限するものであるはずがなく、教育基本法制定直後に、文部省内に作られた教育法令研究会が出した『教育基本法の解説』（1947年）では、「教育に介入してはならない現実的な勢力」として、「政党のほか、官僚、財閥、組合等の、国民全体ではない、一部の勢力」とし

こども教育宝仙大学 教授

た。

周知のように、「不当な支配」が大きく問題とされたのは、学テ事件であった。1961年に実施された学テ（学力テスト、「全国中学校一せい学力調査」）に対して、その実施を阻止しようとした労働組合員が、建造物侵入罪、公務執行妨害罪そして暴行罪として起訴されたことに対して、第一審、第二審は外形的事実の存在を認めたが、前記学力テストは違法であるとして、公務執行妨害罪の成立を否定し、共同暴行罪の成立のみを認めた。検察官、被告人の上告に対して、最高裁1976年5月21日判決⁽²⁾は「教基法が（略）戦前における教育に対する過度の国家的介入、統制に対する反省から生まれたものであることに照らせば、同法一〇条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解することは、それなりの合理性を有する」としながらも、「このことから、教育内容に対する行政の権力的介入が一切排除されているものであるとの結論を導き出すことは、早計である」（17ページ）とし、結論的には「本件学力調査には、教育そのものに対する「不当な支配」として教基法一〇条に違反する違法があるとするにはできない」（24ページ）として、原判決を破棄し、公務執行妨害罪の成立を認めたものである。このような経緯があったため、旧教基法第10条は「教職員組合が教育への国家介入を排除しようとする際の根拠として用いられてきたと批判され」⁽³⁾、2006年の教育基本法改正に際して、「政府は」に始まる（教育振興基本計画）という見出しの付された第17条を加え、第16条に後半部を加え、および旧第2項を第2項から第4項へと変える改正となった。

3. 「高校無償化」制度からの朝鮮学校の排除

このように成立の前後からさまざまな問題をはらってきた教育基本法第16条第1項が、再度浮上してきたのが、「高校無償化」裁判である。

2010年3月、民主党政権は、「公立高等学校に係る授

業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を成立させた。この法律の目的は、公立高等学校においては授業料の不徴収、私立の同等機関は「就学支援金」を支給することによって、これらの学校に通う子どもたちの経済的負担を軽減しようとするものであり、対象となる学校は専修学校、各種学校⁽⁴⁾まで含むというものであった。ところが、実施直前の2010年2月、各種学校の認可を受けており、上記法案からは当然に「無償化」の対象となる朝鮮高校を外せという声が挙がり⁽⁵⁾、他の外国人学校（「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」第1条第1項第2号イ、ロ⁽⁶⁾対象とされた）31校は2010年4月30日に「無償化」の対象校として告示されたにも関わらず、規定ハ対象とされた朝鮮高校10校のみが指定から外され、11月になって指定を申請するための「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」が公布されたことにより、各朝鮮高校は定められた日までに申請を行なった。この規程の作りとしては年度内に指定（もしくは不指定）がなされる形になっていたが⁽⁷⁾、しかるべき時期に指定も不指定もなされないまま、2012年12月の第二次安倍内閣発足にいたった⁽⁸⁾。第二次安倍内閣成立直後になされた施策が、下村文科大臣による朝鮮高校「無償化」除の方針の発表であった。安倍政権は翌2013年2月20日に朝鮮高校を「無償化」の対象とする根拠になる規定ハを施行規則から削除する省令改正を公布・施行するとともに、朝鮮高校に「不指定」処分を通知した。この不指定処分の理由は①規定ハを削除したこと、および②指定に関する規程に定める指定の基準への適合性を審査してきたところ、同規程第13条に適合すると認めるに至らなかったこと、とされていた⁽⁹⁾。しかし、この2つの理由は本来、相矛盾するものである。なぜならば、①で規定ハが削除されれば、その規定ハを根拠として定められた②の「指定に関する規程」は効力を失うので、同規程への適合も不適合もありえない。このことは、東京高裁の

(表1) 「無償化」裁判 (表中の*は朝鮮高級学校名を示す)

* 原告	請求内容	提訴日	地裁判決	高裁判決
大阪 大阪朝鮮学園	不指定処分取消、指定義務づけ	2013/1/24	2017/7/28	原告勝訴 2018/9/27 原告敗訴
愛知 生徒・卒業生10名	国家賠償	2013/1/24	2018/4/27	原告敗訴 2019/10/3 原告敗訴
広島 広島朝鮮学園 生徒・卒業生110名	不指定処分取消、指定義務づけ 国家賠償	2013/8/1	2017/7/19	原告敗訴
福岡 生徒・卒業生68名	国家賠償	2014/12/19	2019/3/14	原告敗訴
東京 生徒 62名	国家賠償	2014/2/17	2017/9/13	原告敗訴 2018/10/30 原告敗訴

※控訴審においても一審原告を原告と表記している。

裁判の中で、被控訴人（国）も自認することである⁽¹⁰⁾。

そこで、朝鮮高校を設置する準学校法人である朝鮮学園や在学生・卒業生が原告となり、表1のとおり、5つの裁判で、規定ハの削除の不当性を争った。

2019年10月28日現在、(表1)にあるように5つの地裁判決、3つの高裁判決が出されている⁽¹¹⁾。しかし、大阪地裁2017年7月28日判決以外は、すべて原告が訴えている規定ハ削除の違法性についての判断を回避し、規程第13条適合性に疑いがあれば、文科大臣の裁量の範囲内であるとする判決となっている。先に述べたように、2つの理由は本来、相矛盾するものである以上、判決のこの構造自体が問題とされなければならない。しかし、ここでは本稿主題である「教育における不当な支配」の検討のために、その点は不問に付す。

4. 「規程第13条に適合すると認めるに至らなかったこと」とは

不指定通知書には、「規程第13条に適合すると認めるに至らなかったこと」と記されているだけであった。規程第13条とは、「(適正な学校運営) 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない⁽¹²⁾」というものである。この通知のみでは、なぜ認めるに至らないかは分からない。

(1) 国の主張

訴訟の中で、国が持ち出したのが、教基法第13条の「不当な支配」であった。

最初に判決の出た広島地裁では、被告・国の主張を次のようにまとめている(42-43ページ)⁽¹³⁾。

「被告は、(1)の支援室の照会に対する原告法人の回答や、朝鮮総聯のホームページの内容、新聞報道、在日本大韓民国民団発行の新聞、北朝鮮報道機関による新聞、在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会発行紙、公安調査庁作成に係る内外情勢と回顧の展望、公安調査庁長官の国会答弁などを根拠に、北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないこと(在籍生徒数について虚偽の報告を行い、過剰に就学支援金を代理受領することや、国から就学支援金が支給されたにもかかわらず、不当な働きかけ等により、生徒又は保護者がその旨を外部に明らかにすることができず、結果として、そのような事態が公にならない可能性も否定できない。)が懸念され、原告法人が設置

する本件学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条に定める基準に適合するものとは認めるに至らないと判断したと主張する」。

各裁判において被告・国の主張はほぼ同一であり、「北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことに確証を得ることができない」というものである。

(2) 広島地裁判決

では、この国の主張に対して裁判所はどう判断したのだろうか。

広島地裁は、「本件学校について、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され、本件規程13条が定める「債権の弁済への確実な充当」が適正に行われると認めるに至らないとの文部科学大臣の判断に、裁量の範囲の逸脱、濫用が認められるとはいえない」(43ページ)として、この被告・国側の主張を認めている。

就学支援金が生徒の授業料に係る債権の弁済に充当されることを規程が制度的に保障している中で⁽¹⁴⁾、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないとする判断には驚くしかない。万一、国の主張どおり「不当な支配」や「不適正な学校運営」があったとしても、就学支援金の支給にあたって問題とされるべき「就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないこと」につながることは証明されていない。

このように法令適合性は、就学支援金が生徒の授業料債権の弁済に充当されることの保障で十分であるはずのものが、ここで国の主張は「北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないこと(略)について十分な確証を得ることができず」(14ページ)として、教基法第16条の「不当な支配」を登場させ、教育内容への国の関与を導いている。

裁判所は、「証拠 [略]⁽¹⁵⁾によれば、朝鮮総聯の平成23[2011]年11月9日頃のホームページには、「朝鮮総連の協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。教育会は、中央、都道府県、学校単位で、専任、学父兄を中心に組織されている。教育会は同胞学父兄の愛国心と熱意を呼び起こし、学校運営に必要な財政をまかない、学校の施設や設備、環境をととのえている」との記載があり、平成25[2013]年5月2日付のホームページには、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」との記載があったことが認められる。

アで示した判決がなされた平成20[2008]年12月26日

以降、本件不指定処分がなされた平成25〔2013〕年2月20日までの間の朝鮮総聯の報道は、上記のとおりであり、朝鮮総聯において、朝鮮学校に対する強力な指導を変更したり、見直しをしたりしたなどの報道は見当たらず、一方、原告法人理事長の陳述書〔証拠番号略〕には、朝鮮総聯による不当な支配はなく、朝鮮総聯との協力関係は続くとの記載があるにとどまるため、アで指摘した朝鮮総聯の強力な指導に何らの変化もなく、再び指示がでるのではないかと考えたとしても理由がないとも言い難い〔44-45ページ〕と認定し、朝鮮総聯との関係をもって「不当な支配」と認定している。

朝鮮学校は、民族学校である。本国との関係、民族団体との関係は存在してしかるべきものである。海外日本人学校は、多く現地の日本人会の設立によるものであるし、日本国政府は教員を派遣し、教科書を送っている。一方で、朝鮮学校においては、朝鮮本国の教科書でなく、朝鮮総聯において編纂した教科書を用いている。

前掲学テ判決が、「本件学力調査が(略)行政調査として教基法一〇条との関係において適法とされるかどうかを判断するについては、さきに述べたとおり、その調査目的において文部大臣の所掌とされている事項と合理的関連性を有するか、右の目的のために本件のような調査を行う必要性を肯定することができるか、本件の調査方法に教育に対する不当な支配とみられる要素はないか等の問題を検討しなければならない」(20ページ)として、その後5ページにわたる検討を加えているのに対して、本判決は、何をもって教育基本法第16条にいう「不当な支配」であるかを定義することなく、朝鮮総聯との関係があること⁽¹⁶⁾から、「『不当な支配』に当たらないことについて十分な確証を得ることができない」という被告・国の主張を認めている。

(3) 東京地裁判決

東京判決は、「本件規程13条適合性の判断の中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」に係る事情の判断についてもまた、文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものというべきである」(92ページ)と言い切った上で、「本国又は関連する民族団体が外国人学校に対して何らかの教育活動の支援を行うことは通常行われているのであるから、朝鮮総聯等と本件朝鮮学校を含む朝鮮高級学校との間にそのような関係があるだけで、両者の間に教育基本法16条1項の「不当な支配」・被支配に該当する関係があるものと認めることはできない」という原告(生徒側)の主張(100ページ)に対して、「本件不指定処分は、朝鮮総聯等と本件朝鮮学校を含む朝鮮高級学校との間に本国又は関連する民族団体から外国人学校に対して通常行われる範疇の教育活

動への支援がされていることをもって教育基本法16条1項の「不当な支配」・被支配に該当する関係があるとの判断をしたものではない」(101ページ)としている。

ここでも、何をもって教育基本法第16条にいう「不当な支配」であるかの定義はなく、また「通常行われる範疇の教育活動への支援」が何であるかをいうこともなく、したがって何が「通常行われる範疇の教育活動への支援」を超える「不当な支配」であるかは不明なまま、「文部科学大臣の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があるものとは認められない」(102ページ)と言うのみである。

(4) 名古屋地裁判決

名古屋地裁判決は、「教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」の主体及び意義」と題し(86ページ)、つぎのように述べている。

「教育基本法16条1項が禁止する「不当な支配」の主体について検討するに、平成18〔2006〕年法律第120号による改正前の教育基本法10条は、教育が国民から信託されたものであり、教育は、その信託にこたえて国民全体に対して直接責任を負うように行われるべく、その間において不当な支配によってゆがめられることがあってはならないとして、教育が専ら教育本来の目的に従って行われるべきことを示したものである。そして、同項は「不当な支配」の主体を限定していないから、「不当な支配」と認められる限り、その主体のいかんは問うところでない」と解するのが相当であり(最高裁昭和51〔1976〕年判決参照)、この理は、現行の教育基本法16条1項においても異なることはないというべきである。したがって、「不当な支配」の主体には朝鮮総聯や北朝鮮も含まれ得ると解される」。

そして、「不当な支配」の意義について、「教育は、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要不可欠な営みであり、本来、人間の内的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきものではない。特に、子どもの教育に関しては、教育内容が子どもに与える影響力・支配力が強いことから、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入(例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付ける内容の教育を施すような介入)による弊害は顕著である。そして、現行の教育基本法16条1項は、このように中立性・不偏不党性が教育全般における基本的な原則であることを踏まえ、教育が国民全体の意思とはいえない一部の勢力に不当に介入されることを排除して、教育の中立性・不偏不党性を求めるために規定されたものであるから(教育基本法の平成18〔2006〕年改正時における国会審議参照〔証拠略〕)、

教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」とは、一部の社会的勢力が教育に不当に介入することにより、党派的政治的観念や利害によって支配されるべきものではない教育が、その本来の目的に従って行われることをゆがめられるような支配をいうと解するのが相当である」としている(86-87ページ)。

前掲最高裁判決が、「親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられるものと考えられるし、また、私学教育における自由や前述した教師の教授の自由も、それぞれ限られた一定の範囲においてこれを肯定するのが相当である」(13ページ)として私立学校における教育の自由を述べているにもかかわらず、法改正があったとはいえ、一挙に教育の自由の範囲を狭めている。現に日本には、多数のキリスト教主義学校、仏教系学校をはじめ、幸福の科学学園中学校・高等学校にいたる多数の宗教系学校が存在する。この中でも、創価学園や幸福の科学学園はそれぞれ、創価学会、幸福の科学という宗教法人を通じ、公明党、幸福実現党という政党とのつながりを持っている。これらの学校に「党派的政治的観念や利害によって支配される」という定義をあてはめるとどうなるであろうか。

本判決は、「生徒や父兄の多くが、在日朝鮮人同胞と民族教育が受けられる点に着目して朝鮮高校を進学先として選択していることは、朝鮮総聯が朝鮮高校に対して「不当な支配」を及ぼしている疑いがあることと特に矛盾するものではない」(103ページ)とまで言っている。現在の日本では残念ながら、完全な無償教育はなされておらず、親の負担の下に教育がなされている。親は教育費の負担だけして、教育内容に介入できない存在なのであるか。裁判所の言う「国民全体の意思」とは何であろうか。

(5) 大阪高裁判決

大阪高裁判決も、教育基本法第16条第1項について、「教育が人間の成長と社会の発展において極めて重要な地位を占めることに照らし、教育の自主性を保持するため、一部の勢力が教育機関やその教育内容に不当に介入することを排除する趣旨で定められたものと考えられる。そして、教育は、本来人間の内的価値に関する文化的な営みとして、党派的な利害に支配されるべきではないことからすると、子供が自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入、例えば、一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、「不当な支配」として教育基本法16条1項に反するものというべきである(前掲最大判昭和51[1976]年5月21日参照)」(52-53ページ)と定義した上で、「朝鮮高級学校の教育において北朝鮮の指導

者や国家理念を肯定的に評価することはその教育目的に沿うものであり、朝鮮総聯がその教育に一定の援助をすること自体は自然な行為であるといえること」(53ページ)としながら、「A高級学校は、朝鮮総聯から、教育の目的を達するための必要性、合理性の限度を超えて介入を受け、教育の自主性をゆがめるような支配を受けている合理的な疑いがあるというべきである」(54ページ)と、「必要性、合理性の限度」を提示することなく、「教育の自主性をゆがめるような支配」としている。

(6) 東京高裁判決

「不当な支配」について、控訴人が争っているにもかかわらず、高裁として独自の判断はしなかった。

(7) 福岡地裁小倉支部判決

「教育基本法16条1項の「不当な支配」が存するかどうかやその程度といった事柄もまた、その性質及び内容に照らせば、専門的、技術的検討が必要となることからすると、(略)教育基本法16条1項の「不当な支配」に係る事情の判断についてもまた、文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものというべきである」(78ページ)として、文科大臣の判断が問われている事例にもかかわらず、すべて文科大臣の裁量に委ねられるとしてしまった。

(8) 名古屋高裁判決

先に述べた不指定処分が理由が①規定ハを削除したこと、および②指定に関する規程に定める指定の基準への適合性を審査してきたところ、同規程第13条に適合すると認めるに至らなかったこと、であるという国の主張する2つの理由の関係について、「理由①のみが法的に意味を有することとなる」(30ページ)として、朝鮮高校を不指定とするために規程ハを削除した事を認めた。しかし、その違法性の判断をする事なく、「控訴人[一審原告]らが・・・権利利益を侵害されたものと認められるためには、本件不指定処分やその他の本件一連の行為が違法である事を主張するだけでは足りず、少なくとも、本件一連の行為がなければ、愛知朝鮮高校が本件省令ハによる支給対象校の指定を受けられたこと・・・が認められなければならない」と言って、「本件規程6条及び13条に適合しないとした文部科学大臣の判断が違法であることを主張立証しなければならない」(31ページ)として、再び規程13条適合の問題に入る。そして、最高裁76年判決を「同項は、教育が国民の信託に依って自主的に行われることをゆがめるような支配を排斥しているものと解される」(37ページ)と理解して、「教育基本法16条1項にいう「不当な支配」の訴えの当事者は、教職員、

生徒、保護者に限定されず、愛知朝鮮高校の学校運営や教育活動が朝鮮総聯の介入により理事会等による自律的な運営が行われず、北朝鮮の政治指導者を個人崇拜し、その考えや言葉を絶対視するような内容のものになっていることは、同項の「不当な支配」に該当するものというべきである」(38ページ)と判断して、「不当な支配」の範疇を明らかにする事なく、「不当な支配」だと言っている。

(9) 大阪地裁判決

上記原告敗訴の各判決がすべて「不当な支配」を文科大臣の裁量に委ねたのに対し、大阪地裁はこういう。

「同項の「不当な支配」の判断が文部科学大臣の裁量に委ねられるべきものとする事は、上記の裁量的判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、同項の趣旨に反することになる。以上の諸点に照らせば、同項の「不当な支配」の有無についても文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできない」(83-84ページ)と、文科大臣の恣意的な裁量を排除した上で、前記最高裁判決を引いて「同項は、教育が国民の信託に応じて自主的に行われることをゆがめるような支配を排斥しているものと解されるのであって、上記のような支配と認められる限り、その主体の如何は問うところでない」と解するのが相当である」(84-85ページ)として、「A高級学校の教育が北朝鮮や朝鮮総聯から影響を受けていることもそれが教育の自主性をゆがめるようなものであれば同項の「不当な支配」に当たり得る」(85ページ)としながらも、同校の教育を10ページにわたり子細に検討し、「朝鮮高級学校が朝鮮語による授業を行い、北朝鮮の視座から歴史的・社会的・地理的事象を教えるとともに北朝鮮を建国し現在まで統治してきた北朝鮮の指導者や北朝鮮の国家理念を肯定的に評価することも、朝鮮高級学校の上記教育目的それ自体には沿うものということができ、朝鮮高級学校が北朝鮮や朝鮮総聯からの不当な支配により、自主性を失い、上記のような教育を余儀なくされているとは直ちに認め難い」(94ページ)と認定し、「教育に朝鮮総聯が一定程度関与している事実をもって本件特段の事情があるということとはできない」(95ページ)として、朝鮮学園側の請求を認めている。

(10) 判決の検討

このように、原告敗訴の各判決は、最高裁1976年5月21日判決を前提としつつも、その具体的な適用にあたり、「国民全体的意思」、「不当な支配」の範疇を定めることなく、文科大臣の裁量の範囲内であるとして、被告・国を勝たせている。判例法として取るべきところがない。

本来、就学支援金制度は、生徒の権利である。生徒に受給権があり、規程第13条だけで「債権の弁済への確実な充当」を担保することを予定しているものではない。規程第16条、第12条は書類の提出、情報の提供を定めている。

仮に、規程第13条にいう「法令」に教育基本法第16条第1項等の学校運営の適正性に関する法令が含まれるとしても、規程第13条にいう法令に基づく適正な運営が実施されていないと判断されるのは、学校と他の団体との間に不当な支配・被支配に該当する関係があり、そのことによって、設置者が代理受領した就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない事態が現に発生している場合(少なくとも、そのような事態が生じる可能性が生じていることが客観的な証拠によって裏付けられている場合)にのみ、「不当な支配」により受給権者である生徒らが就学支援金を受給できない結果となり、ひいては、全ての意志ある生徒の学びを支援し、教育の機会均等を図るという支給法の目的が実現できなくなる具体的危険が生じていると評価されるべきものである。

生徒の権利を守る観点からも、「不当な支配」と判断される場合を文科大臣の裁量に委ねることなく、具体的に定義することが必要である。

5. 終わりに

日本における明治以降の国家による近代学校制度の構築の中で、私立学校等の「教育の自由」が、キリスト教学校の認可問題、「教育勅語」「天皇写真」への拝礼の問題として脅かされてきた。それが、旧教育基本法第10条において教育への国家の統制を排除し「不当な支配に服することなく」として記された経緯であったといえることができる。

2. に記したように、76年最高裁判決があり、教育基本法が改正されたとしても、「不当な支配」の範疇は裁判所によって明確にされなければならない。しかし、大阪地裁判決を除いて、裁判所はその範疇を明らかにすることなく、すべて文部科学大臣の裁量の範囲内としてしまっている。

それは、裁判例掲載の判例の表記にも関わる。広島地裁、大阪地裁(それを受けた大阪高裁)は、当事者名を「原告学校法人A」、「B学校」、「A高級学校」等と仮名で表記している。それは、判例集として当然のことであり、当事者が誰であっても、法論理として同等のことが当てはまるということを示し、また当事者のプライバシーを守るものでもあろう。ところが、東京地裁(それを受けた東京高裁)、名古屋地裁(同名古屋高裁)には原告本名が記されている。朝鮮高校であることの表示が、

裁判所も当事者が朝鮮関連だからこのようにするという結論ありきの態度であることを示すものでないことを望むものである。

2014年、私立学校法が改正され、私立学校に対して補助金の有無にかかわらず「所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる」(同法第63条)こととなった。

また、いじめ自殺に関して両親が「文部科学省に、市教委の調査の中止と第三者委の解散を申し入れた」(『東京新聞』2019年3月21日)、「文部科学省が、前事務次官が公立中学校の授業の一環で行った講演について、市の教育委員会にメールで問いただしていた」(日テレNEWS24、2018年3月16日)⁽¹⁷⁾等の事例も報道されている。

教育に対する所轄庁、特に文部科学省の支配、関与が強まっている。成嶋隆は朝鮮高校無償化訴訟について「『不当な支配』論による<不当な支配>」⁽¹⁸⁾と評した。教育における「不当な支配」の範疇を文科大臣の裁量に委ねるといった裁判所のあり方は、このような文科省・所轄庁の増長を招き、教育の自由を大きく制限することになりかねない。裁判所が朝鮮学校に対してとったのと同じ判断が、宗教系学校等に適用されればどうなるのか。

出入国管理法の改正が行なわれ、外国人・他民族の居住者が増えていく社会にあって、旧教基法の「国民全体に対し」という文言もその内実が問われるべきものであった。教育は子どもが学ぶことを保障するものでなければならない。新教基法で「国民全体に対し」という文言自体はなくなったが、さらに外国人学校・民族学校の権利が十分に守られる制度や社会の理解を確立することが必要である。裁判所は、このような状況を踏まえて判断を下さねばならなかった。

裁判自体は、現在、控訴審、上告審に係属中である⁽¹⁹⁾。本来、本件訴訟において本件規程第13条に教育基本法第16条を読み込むこと自体が適切であるかという問題があるが、すでに被告側の主張により、このように教育における「不当な支配」の概念が問題となっている以上、裁判所は歴史を踏まえて「不当な支配」についての厳密な定義を行わなければならない。

(註)

(1) 今橋盛勝「(教育行政)第10条」市川昭午編『リーディングス 日本の社会と教育 第4巻 教育基本法』日本図書センター、2006年、341ページ。

(2) 裁判所 HP 裁判例情報

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/016/057016_hanrei.pdf (2019年3月25日確認)。

(3) 勝野正章「第十六条 教育行政」教育科学研究会編『教育基本法の「改正」を許さない』国土社、2006年、169ページ。

(4) 専修学校制度の成立時、外国人学校は専修学校制度から外され、各種学校のままとされた(現行学校教育法第124条「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」)。このため、外国人学校である各種学校を「無償化」制度の対象とするためのものであった(その後、就学支援金制度の対象は外国人学校以外の各種学校にも広がられている)。なお、朝鮮高校は各種学校であるため、高等学校名称は使えず、朝鮮高級学校と称している。

(5) 『産経新聞』2010年2月23日「主張」「朝鮮学校 無償化排除へ知恵を絞れ」は象徴的である。「無償化」法の枠組みは、そのまま読めば当然朝鮮学校に適用されるものであった。

(6) 「無償化」法第2条は、「この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校
- 二 中等教育学校の後期課程
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)
- 五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの)」とし、同法施行規則第1条第1項第2号は、

「各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

- (イ) 大使館などを通じて日本の高校に相当する課程であることが確認できるもの
- (ロ) 国際的 school 評価団体の認証を受けているもの
- (ハ) その他、文部科学大臣が、高等学校の課程に類する課程として指定したもの」としている。以下同号規定イ、ロ、ハを各「規定イ、ロ、ハ」とする。

(7) 規程第14条第3項に、「第1項の規定による申請は、本件省令第1条第1項第2号ハの規定による指定を受けようとする年度の前年度の5月31日までに行わなければならない」とされている。なお、附則イをもって、当該2010年度に関しては、「第14条第3項の規定にかかわらず、平成22〔2010〕年度及び平成23〔2011〕年度に指定を受けようとする者についての指定の申請の期限は、平成22〔2010〕年11月30日とする」とされている。

(8) この間に、ホライゾンジャパンインターナショナルおよびコリア国際学園の2校が規定ハ対象として支給対象校に指定されている。なお、その審査につき、名古屋地裁判決62-63ページ参照。また、法も「無償化」法でなくなったが、2010年からの問題として、本稿では「無償化」の語を用いる。

- (9) 愛知朝鮮高級学校には、教員数が同規程に定める必要な教員数に満たない旨も付記されていた。
- (10) 東京高裁判決、46ページ。
- (11) これらの判決は、「裁判所 HP 裁判例情報」に掲載されている(2019年11月13日閲覧)。本稿では参照の便宜のため、同 HP 掲載の判決文を引用し、そのページを表記する。ちなみに、
東京地裁2017年9月13日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/150/087150_hanrei.pdf
大阪地裁2017年7月28日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/087038_hanrei.pdf
広島地裁2017年7月19日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/130/087130_hanrei.pdf
名古屋地裁2018年4月27日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/845/087845_hanrei.pdf
東京高裁2018年10月30日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/149/088149_hanrei.pdf
大阪高裁2018年9月27日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/088070_hanrei.pdf
福岡地裁小倉支部2019年3月14日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/583/088583_hanrei.pdf
名古屋高裁2019年10月3日判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/031/089031_hanrei.pdf
- (12) 関係法令は名古屋地裁判決の(別紙)「関係法令の定め等」に引用されている。規程第13条は同判決133ページ。
- (13) 朝鮮民主主義人民共和国を「北朝鮮」と呼称するのは、不当なことであると考えるが、引用に当たっては原文のままとする。
- (14) 規程第16条は、就学支援金が生徒の授業料に係る債権の弁済に充当されていることの確認のために定期的な書類の提出を定め、同第12条は情報の提供を定めている。
- (15) 判決文内の [] は引用者注。
- (16) 朝鮮との関係があることの証明はない。
- (17) http://www.news24.jp/articles/2018/03/16/07388139.html?utm_source=news24&utm_medium=featurelink&utm_content=388193&utm_campaign=n24_acquisition、2019年3月21日閲覧。
- (18) 成嶋隆 「「不当な支配」論による〈不当な支配〉——朝鮮高校無償化訴訟における不条理」『世界』2019年1月。なお、本論文の中で、成嶋は「審査が継続中である
- にもかかわらず、その根拠規定を削除するという前代未聞の行為に出たのは、「規程一三条不適合」という理由で不指定にすることに、国側が確信をもてなかったことを示唆する」(228ページ)と記しているが、筆者は裁判の中でも明らかにされた不指定の過程から、根拠規定の削除がまずあり、規程13条不適合は根拠規定の削除という暴挙を隠すために付加されたものと考えている。
- (19) 大阪・東京の上告審については、2019年8月27日、上告棄却、上告審として受理しない決定がなされた。